

# 死亡保険金などの 手続きとお支払い

## ガイド GUIDE

### このガイドの目的

死亡保険金など、よりスムーズな手続きで、お支払いできる保障をもらえなく請求いただくには、お客さまにも手続きの流れやお支払いに関する基本的なことから理解いただくことが大切であると考え、このガイドを作成しました。

ぜひ、ご一読ください!



# もくじ



## 死亡保険金などのご請求手続き

- 1. ご請求手続きの流れ ..... 2 ページ
- 2. 請求書類提出後の取扱い ..... 3 ページ



## 死亡保険金などをもれなく請求いただくために

- 1. 死亡保険金などを請求される場合 ..... 4 ページ
- 2. 団体信用生命保険以外に他の団体保険契約等がある場合 ..... 5 ページ



## 死亡保険金などをお支払いする場合 またはお支払いできない場合の具体的な事例

- 事例1 3大疾病保険金のお支払い【支払対象となる3大疾病】 ..... 7 ページ
- 事例2 身体障害保険金のお支払い【支払対象となる状態】 ..... 9 ページ
- 事例3 介護保険金のお支払い【支払対象となる状態】 ..... 10 ページ
- 事例4 がん保険金のお支払い【支払対象となる悪性新生物】 ..... 12 ページ
- 事例5 リビング・ニーズ特約の特約保険金のお支払い【支払対象となる状態】 ..... 13 ページ
- 事例6 高度障害保険金のお支払い【高度障害状態】 ..... 14 ページ
- 事例7 死亡保険金のお支払い【告知義務違反による解除】 ..... 15 ページ



# 死亡保険金などの ご請求手続き

## 1 ご請求手続きの流れ

ご契約者の事務担当の方は、被保険者が支払事由に該当した場合は、以下のように手続きいただくようお願いいたします。また、被保険者が支払事由に該当していながらご請求手続きが未了とならないように、よくご確認ください。

### STEP 1 連絡いただく前に

- ① 当社の保険契約をすべてご確認ください。
- ② 当社からは、以下の内容を確認します。

#### 死亡保険金の場合

- 保険証券の番号   • 死亡された方の被保険者番号(設定されている場合)
- 死亡された方の名前   • 死亡された日
- 死亡された原因(事故や病気など)

### STEP 2 当社にご連絡ください

- 当社の担当者までご連絡ください。詳しいご案内の後、請求に必要な書類をお届けします。

### STEP 3 必要書類をご提出ください

請求内容例		今回の手続き	取寄せ方法など
主な必要書類	<b>死亡保険金</b> ↓		お問合わせの際のチェック にご利用ください。
当社所定の請求書	●		当社から送付する請求書に、ご記入ください。
死亡診断書または死体検案書(写)	●		医師が発行し、市区町村役場に届け出る書類です。
残高証明書	●		
経過利息計算書	●		

- 手続きの内容によって、記載以外の書類の提出をお願いすること、または記載している書類の一部を省略できることがあります。  
なお、保険金の請求書や診断書は、請求内容ごとに異なり、それぞれに必要な書類を提出していただく必要があります。
- 保険金をまったくお支払いできなかった場合で、所定の基準を満たすときは、診断書原本一通につき、一律5,500円をお支払いします。

## 2

## 請求書類提出後の取扱い

- 約款の内容にしたがい、死亡保険金などをお支払いします。  
お支払いにあたっては、指定口座へ送金するとともに、支払内容の明細を送付します。
- お支払いの可否判断にあたって、事実の確認（治療の経過・内容、障害の状態、事故の状況などについて、受取人・医療機関・捜査機関などへ確認すること）をする場合があります。事実の確認が終了し保険金などの取扱いが決まり次第、すみやかに手続きします。





死亡保険金などを

# もれなく請求いただくために

1

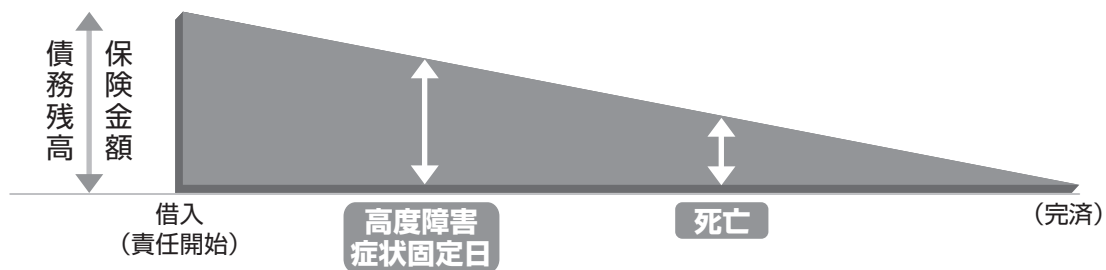
## 死亡保険金などを請求される場合

### 所定の高度障害状態・3大疾病・障害状態などになっていた場合

「死亡」「高度障害」「3大疾病」などの複数の保障対象がある契約の場合、支払事由が発生した日によって保険金額や保険料の取扱いが異なる場合がありますので、請求される保障内容より前に他の保障に該当していないかという点についてもご確認ください。

債務の返済に応じて保険金額が遡減するため、よくご確認のうえ、ご請求ください。

例 所定の高度障害状態の症状固定日後に死亡されていた場合



上記ケースの場合、「高度障害保険金額>死亡保険金額」となりますので、死亡保険金の請求・支払となると、高度障害保険金の請求・支払となるケースよりもお支払いする保険金額が少なくなることになります。

## 2

# 団体信用生命保険以外に他の団体保険契約等がある場合

## ！ 当社の保険契約をすべてご確認ください！

保険金・給付金などを<sup>●</sup>もれなく請求いただくために、団体信用生命保険以外の当社の主な団体保険商品・特約と保障の対象となる保険金・給付金を記載しています。請求もれがないようにご確認ください。ご加入の契約や特約が記載されていない場合は、約款をご確認ください。

- 被保険者が複数の契約に加入していることがありますので、それぞれの契約についてご確認ください。
- 被保険者ご本人だけでなく、その家族(配偶者、お子さま)を保障する契約についてもお支払いの対象となる特約が付加されていることがありますので、請求のもらえないようご注意ください。

商 品	主契約および主な特約	死亡保険金	災害保険金	高度障害保険金	災害高度障害保険金	3大疾病保険金	入院給付金(災害)	入院給付金(疾病)	入院保障充実給付金	障害給付金	治療給付金
総合福祉団体定期保険	主契約	○		○							
	総合福祉団体定期保険ヒューマン・ヴァリュー特約	○		○							
	総合福祉団体定期保険災害総合保障特約						○			○	
団体定期保険	主契約	○		○							
	団体定期保険災害保障特約		○				○			○	
	団体定期保険災害割増特約		○		○						
	団体定期保険傷害特約		○							○	
	団体定期保険交通災害特約(交通事故によるもの)		○				○			○	
団体定期保険入院保障特約						○	○	○			
無配当団体定期保険	主契約	○		○							
	団体定期保険災害割増特約		○		○						
	団体定期保険傷害特約		○							○	
	団体定期保険入院保障特約						○	○	○		
団体3大疾病保障保険	主契約					○					
	団体3大疾病保障保険企業サポート特約					○					
医療保障保険(団体型)	主契約	○					○	○			○ (注1)

※ご契約の内容等によっては、お支払いの対象とならないことがあります。

お支払事由等の詳細は、各商品の「ご契約のしおり(定款・約款)」をご確認ください。

※特約については、付加されている場合のみお支払いの対象となります。

※上記以外の団体保険商品および特約につきましては、当社の担当者までお問い合わせください。

※団体定期保険交通災害特約の保障対象となる保険金、給付金の正式名称は、「交通災害保険金」「交通障害給付金」「交通入院給付金」です。

(注1)治療給付率が設定されている場合のみ。



死亡保険金などを

# お支払いする場合または お支払いできない場合の 具体的な事例

死亡保険金などのお支払いにはいくつかの条件があり、  
保険種類や加入時期などによっても取扱いが異なる場合がありますので、  
詳細については、お手元の保険証券や約款をご確認ください。

死亡保険金などを

お支払いする場合またはお支払いできない場合を理解していただくために、  
よくある具体的事例を参考として次ページ以降に掲載しています。

(すべての事例を網羅しているものではありません。)



## 3大疾病保険金のお支払い【支払対象となる3大疾病】

対象

・団体信用生命保険3大疾病保障特約

3大疾病保険金は、悪性新生物(がん)、急性心筋梗塞、脳卒中と医師に診断され、約款に定める状態に該当する場合(急性心筋梗塞、脳卒中については、その治療を直接の目的として、所定の病院または診療所において所定の手術を受けられた場合を含む)に支払われます。

## a. 悪性新生物(がん)について

お支払いする場合

「乳がん」と診断され、病理組織診断の結果、  
“**上皮内がん以外のがん**”と診断確定された場合。

病理組織診断結果

上皮内がん以外のがん

上皮内がん以外の悪性新生物(がん)ですので、お支払いします。

お支払いできない場合

「乳がん」と診断され、病理組織診断の結果、  
“**上皮内がん**”と診断確定された場合。

病理組織診断結果

上皮内がん

上皮内がんは約款で支払対象から除外されているため、お支払いできません。

お支払いできない場合

悪性新生物(がん)ではあるものの、  
“**悪性黒色腫以外の皮膚がん**”と診断確定された場合。

病理組織診断結果

悪性黒色腫以外の皮膚がん

悪性黒色腫以外の皮膚がんは約款で支払対象から除外されているため、お支払いできません。

## 解説

悪性新生物(がん)と医師により診断確定され、約款所定の要件に該当した場合には、3大疾病保険金をお支払いします。

なお、約款では、次のものが支払対象から除外されています。

- ・上皮内がん
- ・皮膚がん(ただし、皮膚の悪性黒色腫は除きます。)
- ・責任開始日から数えて、**90日以内**に医師に診断確定されたがん(90日以内に診断確定されたがんが90日経過後に再発・転移等となった場合も含まず。)



b.急性心筋梗塞・脳卒中について

急性心筋梗塞・脳卒中中3大疾病保険金をご請求される場合、契約加入後の疾病を原因として所定の状態・症状が60日以上継続したと診断されたこと、または所定の手術を受けたことが必要です。

お支払いする  
場合

「脳卒中」により入院し、医師により診療を受けた日からその日を含めて60日以上経過後も言語の発声に著しい障害を残していると医師によって診断された場合。

お支払いする  
場合

「脳卒中」により入院し、脳卒中の治療を直接の目的として病院または診療所において手術(※)を受けられた場合。

※「団体信用生命保険3大疾病保障特約の3大疾病保険金の支払に関する特則」の適用日以降の手術が対象です。

お支払いできない  
場合

「急性心筋梗塞」により入院し、手術を行わず20日で退院し、その後10日間の自宅療養の後、職場復帰をし、労働の制限を必要としなかった場合。

## 事例 2

# 身体障害保険金のお支払い【支払対象となる状態】

### 対象

・団体信用生命保険身体障害保障特約

身体障害保険金は、契約加入後の傷害または疾病を原因として、保険期間中に、身体障害者福祉法に定める障害の級別が1級または2級の障害に該当し、その障害に対する身体障害者手帳の交付があった場合に支払われます。

### お支払いする場合

契約加入後の「糖尿病」によって両脚のひざ下を切断したことにより、身体障害者福祉法に定める2級の身体の障害に該当し、2級の身体障害者手帳の交付を受けた場合。

### お支払いする場合

契約加入後の交通事故を原因として、身体障害者福祉法に定める3級の視覚障害に該当し、3級の身体障害者手帳の交付を受けた。その後、疾病を原因として身体障害者福祉法に定める3級の腎臓の障害に該当し、2級の身体障害者手帳の交付を受けた場合。

契約加入後に、3級の障害に2つ該当したことにより、身体障害者福祉法にもとづき、2級の身体障害者手帳が交付されたため、身体障害保険金をお支払いします。

### お支払いできない場合

契約加入前の交通事故を原因として、契約加入後に身体障害者福祉法に定める3級の視覚障害に該当し、3級の身体障害者手帳の交付を受けた。その後、契約加入後に発病した疾病を原因として、身体障害者福祉法に定める3級の腎臓の障害に該当し、2級の身体障害者手帳の交付を受けた場合。

### 解説

2つ以上の障害に該当したことにより、1級または2級の身体障害者手帳の交付があった場合には、身体障害保険金をお支払いします。ただし、一部の障害が免責事由に該当する場合や、障害の原因が契約加入前に生じていた場合等で、その障害を除いた他の障害が1級または2級の障害に該当しない場合には、身体障害保険金をお支払いできません。

**対象** ・ 団体信用生命保険介護保障特約

介護保険金は、契約加入後の傷害または疾病を原因として、保険期間中に、公的介護保険制度に定める要介護2以上の状態に該当していると認定された場合、または、約款に定める要介護状態に該当した日からその日を含めて180日以上要介護状態が継続したと診断確定された場合に支払われます。

a. 公的介護保険制度に定める要介護2以上の状態

お支払いする場合

食事にときどき介助が必要で、排泄、入浴、衣服の着脱には全面的な介助が必要。立ち上がりや両足での立位保持がひとりではほとんどできない。多くの問題行動や全般的な理解の低下がみられることがあり、**公的介護保険制度に定める要介護4と認定された場合。**

お支払いできない場合

食事や排泄などはほとんどひとりでできるが、立ち上がりや片足での立位保持などの動作に何らかの支えを必要とすることがある。入浴や掃除など、日常生活の一部に見守りや手助けが必要な場合があり、**公的介護保険制度に定める要支援1と認定された場合。**

b. 所定の要介護状態

お支払いする場合

交通事故に遭い、**常時寝たきり**で、食事や入浴、衣服の着脱に他人の介護を要する状態が180日以上継続した。その後その状態が**180日以上継続したと診断確定**された場合。

お支払いできない場合

交通事故に遭い、寝たきりであったが、**事故から60日後、1人で歩行できるまで回復**した場合。

## 解説

- 「公的介護保険制度」とは、介護保険法に基づく介護保険制度をいいます。公的介護保険制度等の改正が行われた場合には、主務官庁の認可を得て、介護保障特約の支払事由を変更することがあります。
- 「要介護2以上」とは、平成11年4月30日厚生省令第58号「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」に定める要介護2から要介護5までのいずれかの状態をいいます。

対象となる介護状態は、次のとおりとします。

要介護状態	次のいずれかに該当したとき ① 常時寝たきり状態で、下表(ア)に該当し、かつ、下表(イ)～(オ)のうち2項目以上に該当して他人の介護を要する状態 ② 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する状態
-------	---

(ア) ベッド周辺の歩行が自分ではできない。

(イ) 衣服の着脱が自分ではできない。

(ウ) 入浴が自分ではできない。

(エ) 食物の摂取が自分ではできない。

(オ) 大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない。

# 事例 4

## がん保険金のお支払い【支払対象となる悪性新生物】

**対象** ・ 団体信用生命保険がん保障特約

がん保険金は、悪性新生物(がん)と医師に診断され、約款に定める状態に該当する場合に支払われます。

お支払いする場合

「乳がん」と診断され、病理組織診断の結果、  
“**上皮内がん以外のがん**”と診断確定された場合。

病理組織診断結果

上皮内がん以外のがん

上皮内がん以外の悪性新生物(がん)ですので、お支払いします。

お支払いできない場合

「乳がん」と診断され、病理組織診断の結果、  
“**上皮内がん**”と診断確定された場合。

病理組織診断結果

上皮内がん

上皮内がんは約款で支払対象から除外されているため、お支払いできません。

お支払いできない場合

悪性新生物(がん)ではあるものの、  
“**悪性黒色腫以外の皮膚がん**”と診断確定された場合。

病理組織診断結果

悪性黒色腫以外の皮膚がん

悪性黒色腫以外の皮膚がんは約款で支払対象から除外されているため、お支払いできません。

### 解説

悪性新生物(がん)と医師により診断確定され、約款所定の要件に該当した場合には、がん保険金をお支払いします。

なお、約款では、次のものが支払対象から除外されています。

- ・ 上皮内がん
- ・ 皮膚がん(ただし、皮膚の悪性黒色腫は除きます。)
- ・ 責任開始日から数えて、**90日以内**に医師に診断確定されたがん(90日以内に診断確定されたがんが90日経過後に再発・転移等となった場合も含まれます。)

対象 ・ 団体信用生命保険リビング・ニース特約

リビング・ニース特約の特約保険金は、被保険者が余命6か月以内と判断される場合に支払われます。

医師から余命6か月以内と診断された場合であっても、請求時の治療状況や健康状態、実施予定の治療による回復の可能性等を考慮したうえで、請求時において余命6か月以内と判断できない場合は、お支払いできません。

お支払いする場合

リビング・ニース特約の特約保険金の請求時において、日本で一般に認められた手術等の治療を行っても治療の効果がなく、**余命6か月以内と判断された場合**。(リビング・ニース特約の特約保険金の請求時において、余命6か月以内と判断されたため、リビング・ニース特約の特約保険金をお支払いします。)

お支払いできない場合

医師から余命6か月と診断されたものの、請求時において、日本で一般に認められた手術等の治療を受ける予定があり、請求後にその治療を実施した結果、**余命6か月以内の状態を脱している場合**。(リビング・ニース特約の特約保険金の請求時において余命6か月以内と判断できないため、リビング・ニース特約の特約保険金をお支払いできません。)

高度障害保険金は、約款に定める高度障害状態の場合に支払われます。

お支払いする場合

契約加入後に発病した「**脊髄小脳変性症**」によって全身の機能が低下し、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服の着脱・起居・歩行・入浴のすべてにおいて、**自力では全く不可能で、かつ回復の見込みがない**場合。

終身常に介護を要する状態に該当しますので、お支払いします。



お支払いできない場合

「**脳梗塞**」の後遺症として半身の麻痺が生じ、入浴や排泄の後始末、歩行については、いずれも自力で不可能ではあるものの、**もう片方の半身は正常に動くため、食物の摂取や衣服の着脱、起居は自力で行える**場合。

終身常に介護を要する状態に該当しないため、お支払いできません。

解説

高度障害保険金は、責任開始日以後に発生した疾病または不慮の事故による傷害を原因として約款所定の高度障害状態に該当し、かつ回復の見込みがないときにお支払いします。したがって、約款所定の高度障害状態に該当しない場合、または回復の見込みがある場合にはお支払いできません。

なお、高度障害保険金の支払対象となる状態は、身体障害者福祉法に定める状態とは異なります。国の法律である身体障害者福祉法では、例えば、以下のような場合に身体障害者等級の第1級に該当しますが、約款所定の高度障害状態の要件には該当しないため、お支払いできません。

- 心臓の機能の障害により、ペースメーカーを埋め込み、自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
- 腎臓の機能の障害により、自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの（人工透析療法など）

## 死亡保険金のお支払い【告知義務違反による解除】

契約加入の際に、事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合、該当の被保険者については告知義務違反のため解除となり、死亡保険金のお支払いができません。

お支払いする場合

契約加入前の「肝炎」での通院について、告知書で**正しく告知せず**に加入したが、加入半年後に「肝炎」とは**因果関係のない「胃がん」**で死亡した場合。

告知義務違反の対象となった事実と、死因との間に、**因果関係がないため**、死亡保険金をお支払いします。



お支払いできない場合

契約加入前の「肝炎」での通院について、告知書で**正しく告知せず**に加入し、加入半年後に「肝炎」を**原因とする「肝がん」**で死亡した場合。

告知義務違反のため該当の被保険者については**解除となり、死亡保険金はお支払いできません。**

解説

契約に加入する際には、その時の被保険者の健康状態について正確に告知いただく必要がありますが、故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合、該当の被保険者については解除となり、死亡保険金はお支払いできません。ただし、告知義務違反の対象となった事実と請求原因との間に、因果関係が認められない場合には、死亡保険金をお支払いします。

**ご注意** 告知は所定の告知書で正確に行ってください!

生命保険会社の職員は告知をお受けする権限がないため、生命保険会社の職員に口頭で話ただけでは告知したことにはなりません。

**ご注意** 詐欺行為、保険金などの不法取得目的または重大事由があった場合

- ① 契約に際して詐欺行為や保険金などの不法取得目的があった場合には、契約は取消し・無効となり保険金などはお支払いできず、すでに払い込まれた保険料もお返ししません。
- ② 契約後、「保険金などをだましとる目的で事故を起こした」などの重大事由があった場合には、契約は解除となり、保険金などはお支払いできません。
- ③ 上記①、②の取扱いについては、ご契約者が該当した場合は契約全体が取消し・無効または解除となり、被保険者または保険金などの受取人が該当した場合は契約のその被保険者に対する部分が取消し・無効または解除となります。